

## 「ふらっとD a i m o n」多目的ホール・会議室・ロビー使用規約

この規約は、「ふらっとD a i m o n」の多目的ホールおよび会議室ならびにロビー（以下「多目的ホール等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間および休業日）

第1条 多目的ホール等の使用時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、「ふらっとD a i m o n」が必要と認めるときは、函館市と協議し、変更することができる。

2 多目的ホール等の休業日は、次のとおりとする。ただし、「ふらっとD a i m o n」が必要と認めるときは、函館市と協議し、臨時に休業し、または休業日に臨時に開業することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から1月3日までの日および12月29日から12月31日までの日

（使用の申込等）

第2条 多目的ホール等を使用しようとする者は、あらかじめ「ふらっとD a i m o n」に別記様式の申込書を提出しなければならない。

2 前項の申込は、次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。ただし、一般市民等が参加できるイベント等（以下「イベント等」という。）を開催しようとする場合は、この限りではない。

(1) 多目的ホール 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3ヶ月前から使用日の前日まで

(2) 会議室およびロビー 使用日の1ヶ月前から使用日の前日まで  
（使用料）

第3条 多目的ホール等（備品を含む）の使用料は、無料とする。

（目的以外の使用等の禁止）

第4条 第2条第1項の規定により使用の申込をした者（以下「使用者」という。）は、当該申込をした目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

（損害賠償の義務）

第5条 使用者は、多目的ホール等の使用により、建物、附属設備等を

損傷し、汚損し、または滅失したときは、直ちに「ふらっとD a i m o n」の係員（以下「係員」という。）に報告しなければならない。

2 使用者は、前項の報告に基づく損害を賠償しなければならない。

（参加料）

第6条 イベント等において、一般市民等から徴収する参加料は、一人当たり300円を上限として設定した金額とする。ただし、特別の事情がある場合は、「ふらっとD a i m o n」と協議のうえ、上限を1,000円まで増額することができる。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。また、イベント等に参加する一般市民等に遵守させなければならない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 施設、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失しないこと。

(3) 特別の設備を設け、または既存の設備を変更しないこと。

(4) 原則、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 危険物等を持ち込まないこと。

(6) 飲酒、喫煙、火気の使用をしないこと。

(7) 係員の指示した場所以外で飲食しないこと。

(8) 看板、ポスター等の掲示をする場合は、係員の指示に従うこと。

(9) 荷物や貴重品等は、使用者が責任をもって管理すること。

(10) 準備、後始末等は、使用申込時間内で行うこと。

(11) 使用終了後、直ちにその使用場所を原状に回復して返還するとともに、使用者数を係員に報告すること。なお、イベント等を開催した場合は、併せて参加者数を報告すること。

(12) 多目的ホール等の清潔を保つこと。

(13) その他係員の指示に従うこと。

（補則）

第8条 この規約に定めるもののほか、多目的ホール等の使用に関し必要な事項は、函館市と協議し、「ふらっとD a i m o n」が別に定める。